

和歌山地方最低賃金審議会（第 1 回）資料目次

- 1 第 55 期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 和歌山地方最低賃金審議会運営規定
- 3 和歌山地方最低賃金審議会傍聴要領
- 4 令和 3 年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表
- 5 令和 3 年度 和歌山県最低賃金審議会 審議予定（案）
- 6 最低賃金の改定状況（和歌山労働局）
- 7 和歌山県の最低賃金額の推移
- 8 最低賃金据え置きに関する要望について（紀州有田商工会議所）
- 9 関西金融経済動向（日本銀行大阪支店 H P より）
- 10 和歌山県内経済情勢報告（近畿財務局和歌山財務事務所 H P より）
- 11 和歌山県の経済動向について（和歌山県商工労働総務課 H P より）
- 12 生産性向上支援策関連資料
- 13 経済財政運営と改革の基本方針 2021（抜粋）
- 14 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（抜粋）

第55期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿

令和3年5月17日現在

区分	氏 名	所属又は職業
公益 代表	足 立 聖 子	弁 護 士
	岡 田 真 理 子	和歌山大学経済学部
	金 川 め ぐ み	和歌山大学経済学部
	富 山 信 彦	弁 護 士
	和 中 修 二	公認会計士
労 働 者 代 表	北 道 剛 士	J E C 連合和歌山地方連絡会
	澤 井 知 博	U A ゼンセン和歌山県支部
	中 出 晃 市	日本製鉄和歌山労働組合
	濱 地 正 由	連合和歌山
	南 村 涼	日本製鉄和歌山労働組合
使 用 者 代 表	安 藤 恵 子	関西コンサルティングシステム(株)
	児 玉 征 也	和歌山県経営者協会
	原 康 雄	和歌山県中小企業団体中央会
	山 本 和 秀	和歌山県商工会連合会
	和 歌 哲 也	和歌山商工会議所

[5 0 音 順]

和歌山地方最低賃金審議会運営規程

制定 昭和34年 7月15日

改正 平成 8年 3月29日

改正 平成 9年12月 2日

改正 平成13年 5月10日

改正 平成20年 6月13日

（規程の目的）

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に
関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項につい
て定めるものである。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、和
歌山労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委
員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催
の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付
議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなけ
ればならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少
なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局
長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目
にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会
長に適当な方法で通知するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長
に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければ
ならない。

3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を
聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

- 第8条 会長は、審議会において最低賃金法、最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年6月14日から適用する。

(案)

和歌山地方最低賃金審議会運営規程

制定 昭和34年 7月15日

改正 平成 8年 3月29日

改正 平成 9年12月 2日

改正 平成13年 5月10日

改正 平成20年 6月13日

改正 令和 3年 6月 日

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、和歌山労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知するものとする。

(案)

~~2-4~~ 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名~~するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法、最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は令和3年6月24日平成20年6月14日から適用する。

和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令並びに和歌山地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、和歌山労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知するものとする。

~~2-4~~ 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名~~するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、和歌山地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

(附則)

この規程は平成20年8月12日から施行する。

一部改正 令和元年8月1日

一部改正 令和3年7月 日

和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の付託事項について、審議を行うものとする。

(組 織)

第3条 小委員会の委員は9人以内とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選任する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、審議会長（以下「会長」という。）又は、委員の3分の1以上から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は会長が招集する。

- 2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。
- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の出席により開催するものとする。

(委員の欠席)

第6条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への

(案)

出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会 議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、~~議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が署名~~するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として非公開とする。
3 議事要旨は、原則として公開とする。

(報 告)

第10条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年6月14日から施行する。

一部改正 令和元年8月5日

一部改正 令和3年8月 日

和歌山地方最低賃金審議会傍聴要領

和歌山地方最低賃金審議会運営規程第 6 条及び同審議会専門部会運営規程第 5 条に基づく審議会及び専門部会（以下「会議」という。）の公開についての具体的な取扱いは、下記のとおりとする。

なお、この傍聴要領は令和元年 7 月 8 日から実施する。

記

1 公開する会議

公開する会議は、開催決定後、別紙 1 の様式により和歌山労働局掲示板に掲示する。

2 傍聴の申込み及び可否

（１）傍聴の申込みは、別紙 1 の様式に記載する募集要領により行い、定員を超えた場合は抽選とする。

（２）傍聴の可否は、申込締切後、申込締切当日の午後 5 時までに、連絡先あてに電話連絡する。

連絡が取れない場合は、申込みがなかったものとみなす。

3 傍聴人

（１）傍聴人は、上記 2 において許可された者のうち、会議当日の会場で、会議の開始前に本人確認等受付を済ませた者とする。

本人確認は、健康保険証、運転免許証等により行う。

受付を済ませていない者の傍聴は認めない。

（２）傍聴の遵守事項は、受付時に別紙 2 の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を手交し、これを説明する。

（３）傍聴人が遵守事項に反している場合にあっては、遵守事項を再度説明のうえ、その行為をやめさせるか、局長又は審議会長若しくは専門部会長から別紙 3 及び 4 の退去要求を行う。

(会議名)の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

会議の傍聴を希望される方は、下記の募集要領によりお申込みください。

なお、(会長又は部会長)の判断(例えば金額審議等)で会議の一部を非公開とする場合があります。その場合は会場から退出をお願いしますので、あらかじめ御了承ください。

(ほかに特記事項があれば記載)

記

1 日時 令和 年 月 日 () 午前(後) 時 分から

(ほかに特記事項があれば記載)

2 場所 会場名

所在地

3 議題 (主な議題を記載) など

4 傍聴定員 名(定員を超えた場合は抽選となりますので、あらかじめ御了承ください。)

5 募集要領

(1) 傍聴希望者は、希望者ごとに傍聴を希望する会議開催日の前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)午後3時までに、以下のいずれかの申込方法により、傍聴を希望する会議の開催日 住所、氏名 電話番号等(確実に連絡が取れる連絡先)を以下の申込先にお申込みください。

なお、傍聴にあたり配慮が必要な場合は、その旨をお申出ください。

また、介助者等を同伴される場合は併せてお申出ください。

ア 電話でのお申込み

イ はがき、封書、FAXでのお申込み

ウ 和歌山労働局労働基準部賃金室窓口でのお申込み

申込先 〒640-8581

和歌山市黒田二丁目3番3号

和歌山労働局労働基準部賃金室

tel ; 073(488)1152 fax ; 073(475)0113

(2) 傍聴の可否については、申込締切当日の午後3時以降、午後5時までの間に当室から電話連絡しますので、この時間帯は必ず連絡が取れるよう御協力をお願いします。

連絡が取れない場合には、申込みがなかったものとさせていただきますので、御留意ください。

(3) 当日は、都合により会議開始時刻を早める場合がありますので、傍聴される方は以下の受付時間に本人確認等受付を済ませ、会場に入室してください。

受付開始 会議開始時刻の30分前から

受付終了 会議開始時刻の15分前まで

本人確認は、健康保険証、運転免許証等により行いますので、忘れずにお持ちください。

受付を済ませていない方の傍聴は認められませんので御注意ください。

6 その他

(1) 会場の駐車スペースが限られますので、お越しの際はできるだけ公共交通機関等を御利用いただくよう御協力をお願いします。

(2) 傍聴される際には、受付で当日配付する「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守し、係員の指示に従ってください。

傍聴に当たっての遵守事項

- 1 指示された座席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等は必ず電源を切るかマナーモードに設定し傍聴してください。
- 4 各種カメラ、ICレコーダー等による写真・動画撮影、録音等をすることはできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明したり拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、局長、会長、部会長及び係員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う方については、主催者はその方を退場させる場合があります。

和歌山地方最低賃金審議会

退 去 要 求

（審議会又は専門部会）の妨げとなる行為をしておられる方に要求します。

あなたの行為は、（審議会又は専門部会）の秩序を乱し、議事の進行を妨げるものです。

速やかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

主催者

（審議会又は専門部会）

（局長又は会長若しくは部会長）

退 去 要 求

（審議会又は専門部会）の傍聴の申出がなく入場を希望しておられる方に要求します。

あなたの行為は、（審議会又は専門部会）の秩序と静穏を害し、議事の進行を妨げるものです。

速やかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

主催者

（審議会又は専門部会）

（局長又は会長若しくは部会長）

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

和歌山県最低賃金審議会 審議日程案 (最短モデル)

- 6 月 24 日 (木) 9:30 ~ 公益委員会 (場所: アバローム紀の国)
10:00 ~ 第 1 回審議会 (場所: アバローム紀の国)
・ 運営規程の確認
・ 県最賃改定諮問、専門部会の設置
- 7 月 中央最低賃金審議会から目安答申
- 7 月 27 日 (火) 13:30 ~ 第 2 回審議会 (場所: 和歌山労働局)
・ 関係労使からの意見陳述
・ 中央最低賃金審議会からの目安答申の伝達
・ 特定最賃の改正決定の必要性の諮問
14:30 ~ 第 1 回専門部会 (場所: 和歌山労働局)
・ 運営規程の確認
・ 生活保護との整合性
・ 金額審議に向けての意見交換等
- 7 月 29 日 (木) 9:00 ~ 第 2 回専門部会 (場所: 和歌山労働局) 金額審議
7 月 30 日 (金) 13:30 ~ 第 3 回専門部会 (場所: 和歌山労働局) 金額審議
8 月 2 日 (月) 10:00 ~ 第 4 回専門部会 (場所: 和歌山労働局) 金額審議
8 月 5 日 (木) 9:00 ~ 第 5 回専門部会 (場所: 和歌山労働局) 金額審議
11:00 ~ 第 3 回審議会 (場所: 和歌山労働局)
・ 和歌山県最低賃金改正答申
・ 特定最賃の改正諮問 (事前の必要性に係る特別
小委員会の議決が前提)

(専門部会はいずれかの日で結審すれば以降の専門部会は開催しない。)

(第 3 回本審は専門部会が全会一致で審議会令 6 条 5 項適用の場合は開催しない)

8 月 5 日 (10 月 1 日発効ライン) 答申の場合の最短日程

8 月 20 日 (金) 異議申出締切日

8 月 23 日 (月) 10:00 ~ 第 4 回審議会 (異議審) (場所: 和歌山労働局)

14:00 までに官報公示文送付

9 月 1 日 (水) 官報公示

10 月 1 日 (金) 効力発効

10 月 特定最賃専門部会 (県最賃結審後に提案)

最低賃金の改定状況

和歌山労働局

年 度	平 成 2 7 年				平 成 2 8 年				平 成 2 9 年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	731	16	2.24	27.10.2	753	22	3.01	28.10.1	777	24	3.19	29.10.1
鉄 鋼 業	849 (1.16)	15	1.80	27.12.31	871 (1.16)	22	2.59	28.12.30	895 (1.15)	24	2.76	29.12.30
百貨店， 総合スーパー	780 (1.07)	15	1.96	28.1.3	799 (1.06)	19	2.44	28.12.30	810 (1.04)	11	1.38	29.12.30

年 度	平 成 3 0 年				令 和 元 年				令 和 2 年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	803	26	3.35	30.10.1	830	27	3.36	1.10.1	831	1	0.12	2.10.1
鉄 鋼 業	921 (1.15)	26	2.91	30.12.30	948 (1.14)	27	2.93	1.12.30	949 (1.14)	1	0.11	2.12.30
百貨店， 総合スーパー	830 (1.03)	20	2.47	30.12.30	850 (1.02)	20	2.41	1.12.30	851 (1.02)	1	0.12	3.2.11

特定最賃の（ ）内は、県最賃との比率（小数点第3位四捨五入）

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48.1.20 和歌山市以外 48.3.1						
昭和48年	1,250	157	49.3.30						
昭和49年	1,640	205	50.2.27						
昭和50年	1,896	237	51.2.27						
昭和51年	2,080	260	51.11.13						
昭和52年	2,281	286	52.10.31						
昭和53年	2,426	304	53.10.9						
昭和54年	2,576	322	54.10.6						
昭和55年	2,755	345	55.10.18						
昭和56年	2,930	367	56.10.10						
昭和57年	3,087	386	57.10.6						
昭和58年	3,185	399	58.10.6						
昭和59年	3,283	411	59.10.5						
昭和60年	3,401	426	60.10.3						
昭和61年	3,503	438	61.10.1						
昭和62年	3,580	448	62.10.1						
昭和63年	3,687	461	63.10.1						
平成元年	3,837	480	1.10.1	4,327	541	2.3.25			
平成2年	4,022	503	2.10.1	4,565	571	2.12.26	4,192	524	2.5.19
							4,424	553	3.3.16
平成3年	4,218	528	3.10.1	4,839	605	3.12.30	4,674	585	3.12.30
平成4年	4,394	550	4.10.1	5,054	632	4.12.30	4,880	610	4.12.30
平成5年	4,529	569	5.10.1	5,214	652	5.12.30	5,040	630	5.12.30
平成6年	4,637	582	6.10.1	5,348	669	6.12.30	5,168	647	6.12.30
平成7年	4,743	594	7.10.1	5,470	683	7.12.30	5,280	661	7.12.30
平成8年	4,842	606	8.10.1	5,584	697	8.12.30	5,399	676	8.12.30
平成9年	4,948	619	9.10.1	5,706	712	9.12.30	5,519	691	9.12.30
平成10年	5,037	630	10.10.1	5,800	725	10.12.30	5,613	704	10.12.30
平成11年	5,082	635	11.10.1	5,850	732	11.12.30	5,663	710	11.12.30
平成12年	5,122	641	12.10.1	5,896	738	12.12.30	5,707	716	12.12.30
平成13年	5,157	645	13.10.1	5,931	742	13.12.30	5,742	720	13.12.30
平成14年		645	14.10.1	5,937	743	14.12.30		721	14.12.30
平成15年		645	14.10.1		744	15.12.30		721	14.12.30
平成16年		645	14.10.1		747	16.12.30		721	14.12.30
平成17年		649	17.10.1		752	17.12.30		723	17.12.30
平成18年		652	18.10.1		757	18.12.30		727	18.12.30
平成19年		662	19.10.20		769	19.12.30		732	19.12.30
平成20年		673	20.10.31		782	20.12.30		738	20.12.30
平成21年		674	21.10.31		785	21.12.30		739	21.12.30
平成22年		684	22.10.29		793	22.12.30		741	22.12.30
平成23年		685	23.10.13		799	23.12.30		743	24.1.6
平成24年		690	24.10.1		805	24.12.30		747	24.12.30
平成25年		701	25.10.19		818	25.12.30		754	25.12.30
平成26年		715	26.10.17		834	26.12.30		765	26.12.30
平成27年		731	27.10.2		849	27.12.31		780	28.1.3
平成28年		753	28.10.1		871	28.12.30		799	28.12.30
平成29年		777	29.10.1		895	29.12.30		810	29.12.30
平成30年		803	30.10.1		921	30.12.30		830	30.12.30
令和元年		830	1.10.1		948	1.12.30		850	1.12.30
令和2年		831	2.10.1		949	2.12.30		851	3.2.11

紀商工令 3 第 2 4 号
令和 3 年 5 月 1 9 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 富山 信彦 様

紀州有田商工会議
会 頭 川端 隆

最低賃金据え置きに関する要望について

初夏の候、貴職ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当商工会議所運営に格別のご協力を賜り誠に有難うございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、経済への影響が、特に中小・小規模事業者において深刻化する中、国・県・市においては「中小企業・小規模事業者を守る」との方針のもと、融資、給付金、補助金等の事業継続のための支援策とともに、雇用維持のための支援策を果敢に実行頂いております。多くの中小・小規模事業者は、これらの支援策を活用しながら「事業の存続」と「雇用の維持」に懸命の努力をしているところであります。

さて、最低賃金の決定に当たっては、その主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるにも関わらず、明確な根拠が示されないまま、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える 3 % 台の大幅な引き上げが 2 0 1 6 年から 2 0 1 9 年まで 4 年間連続で行われました。コロナ禍の 2 0 2 0 年引き上げ額は全国加重平均額で 1 円でありましたが、先般の経済財政諮問会議での国の方針「新型コロナ前に引き上げてきた実績を踏まえて、より早期に全国平均 1, 0 0 0 円とすることを目指す」を踏まえますと、危機的な経済情勢であるにも関わらず、再び中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げが行われるのではないか、といった不安の声が多く聞かれております。

今日の経済有事とも言える状況においては、あらゆる政策を総動員し中小企業・小規模事業者の経営再建を下支えすることが急務であり、こうした中であらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を引き上げることは、中小企業・小規模事業者の窮状に拍車をかけることであると、強く懸念されます。

以上の状況を踏まえ、今年度の審議にあたり下記の事項を強く要望致しますので何卒特段のご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

記

1. コロナ禍の危機的な経済状況を踏まえ「現行水準の維持」

- 1) コロナ禍の収束が見通せない中、幅広い業種の企業が現在の最低賃金額を負担に感じており、特に「宿泊・飲食業」では 8 割の企業が負担を感じている。
- 2) 最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引き下げることとはできない。このため、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。
- 3) 最低賃金は、国の方針に基づく「引き上げありき」ではなく、明確な根拠のもとで納得感ある水準を決定すべき。
- 4) 今年度は、中小企業の経営実態や足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すべき。

資料 9 関西金融経済動向（2021 年 5 月 27 日 日本銀行大阪支店）
日本銀行大阪支店ホームページ（公開資料・統計）をご参照ください。

資料 10 和歌山県内経済情勢報告（令和 3 年 4 月 28 日 和歌山財務事務所）
近畿財務局和歌山財務事務所ホームページ（県内経済動向・統計）をご参照ください。

資料 11 和歌山県の経済動向について（令和 3 年 4 月 商工観光労働総務課 政策班）
和歌山県ホームページ（商工観光労働総務課）をご参照ください。

資料 12 生産性向上支援策関連資料
以下の URL からご参照ください。

業務改善助成金

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000591257.pdf>

働き方改革推進支援センター

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000631448.pdf>

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/0000207868.pdf>

生産性向上のヒント集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000755705.pdf>

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(令和3年6月18日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン**1. 経済の現状と課題****(当面の経済運営の課題)**

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にあるの方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないように、目配りの効いた政策運営を行っていく。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組**(1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築**

(略)

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死亡者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年7月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

(略)

(2) 経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期するとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

(1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績⁵²を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年 4 月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

(4) 観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約 900 万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

G o T o トラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやD X推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、C I Q等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

I R整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

⁵² 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引き上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あつての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第4章 当面の経済財政運営と令和4年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。
- ② 団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第3章で定める目安に沿った予算編成を行う。
- ③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。
- ④ 歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ
(令和3年6月18日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

成長戦略実行計画

第10章 足腰の強い中小企業の構築

1. 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

2. 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業が M&A の支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A 支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフラウンホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

3. 大企業と中小企業との取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

(2) 大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に 2,000 社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

(3) 約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて 60 日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

（４）系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

４．地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

５．官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

4. 「人」への投資の強化

(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(略)

③賃金

- ・ 民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考に、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績³を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

(略)

(6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- ・ 雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

³ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「最低賃金については、年率 3 %程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。

- ・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

9. 足腰の強い中小企業の構築

(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

- ・事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継・引継ぎのワンストップ支援が2021年4月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021年度及び2022年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
- ・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&Aを含む事業承継について集中的な広報を実施する。
- ・2021年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
- ・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要な費用の支援に加え、M&Aを追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長1年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスクスケジュール支援）を行う。

- ・ 中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を2021年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
- ・ 経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ii) 事業再構築への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率3.0%増、IT導入補助金においては、労働生産性年率3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
- ・ 日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
- ・ 地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本金性劣後ローンの積極的な活用を含め資本金性資金の供給を推進する。
- ・ 引き続き、DBJの特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへのLP出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本金性資金の供給等を進める。
- ・ 地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を2021年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM (Regional Banking Summit)」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
- ・ 買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021 年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに 10 程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。

- ・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁において AI や ICT を活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
- ・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
- ・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良や EC サイト上での PR 手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外 EC サイトに設置する「ジャパンモール」への出展や EC 事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じて EC やオンライン商談などを活用する支援を強化する。
- ・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPAN ブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
- ・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境 EC 事業や SDGs 分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

(海外進出支援)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が 2021 年 1 月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について 2021 年度中に結論を出すとともに、最先端の ICT を備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
- ・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（３）大企業と中小企業との取引の適正化

i) 下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引Ｇメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
- ・改正下請振興法に基づく下請Ｇメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

- ・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ii) 大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iii) 約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

iv) 系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
- ・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業により、中小事業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

(5) 官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

(6) デジタル化を通じた生産性向上

- ・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
- ・「AI 導入ガイドブック」(外観検査・需要予測版)の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

- するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
- ・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
 - ・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
 - ・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。